

地方	皇室ニ對靜謐ヲ害信用ヲ害健康ヲ害風俗ヲ害死屍ヲ毀棄シ及ビ墳墓ヲ發掘スル罪		商業及ビ農工ノ業ヲ妨害スル罪		官吏瀆職ノ罪		身體ニ對スル罪		財產ニ對スル罪		軍人ノ犯罪		合計
	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	
樺戶集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
空知集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
釧路集治監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
明治二十二年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
明治二十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治二十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治十八年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

本表ハ對審裁判ノ者ノミヲ掲グ○表中軍人ノ犯罪トハ陸海軍軍人ノ違令及暴行又ハ徵兵故ナク徵集ノ期ニ後シ或ハ歸休兵豫備後備ノ軍籍ニ在リ召集ノ期ニ後ル、者等ナリ右ノ外舊法ニ正條アルモ新法ニ正條ナキ被告人明治十八年ニ一人アリ

區別	一 度		二 度		三 度		四 度		五 度		六 度		七 度以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
總計	216	268	386	8	218	2	74	2	117	18	286	278	308	308	
明治二十二年	49	539	224	331	265	68	6	20	53	318	545	104	946	576	
明治二十一年	1	595	287	258	273	62	1	4	98	519	110	935	463	576	
明治二十年	1	606	320	264	252	73	1	4	76	619	100	1022	463	576	
明治十九年	1	715	478	375	271	74	5	5	76	707	182	1089	512	576	
明治十八年	6	835	578	444	393	84	5	6	182	134	244	1376	703	576	

第九五 重輕罪被告人處刑ノ度數

明治二十三年

本表ハ對審裁判ノ者ノミニ就キ刑ノ言渡ヲ受タル度數ヲ記ス免訴等ノ人員ハ算入セズ

區別	前年ノ殘	本年合計	合計
總計	44,661	5,025	49,686
明治二十二年	49,441	1,737	51,178
明治二十一年	58,529	1,789	60,318
明治二十年	70,677	1,146	71,823
明治十九年	82,977	1,632	84,609
明治十八年	156,000	933	156,933

第九六 諸規則違反犯被告人件數及人員

明治二十三年

種別	前年ノ殘	本年合計	合計
總計	338	1,731	2,069
明治二十二年	338	2,425	2,763
明治二十一年	338	2,587	2,925
明治二十年	817	3,392	4,209
明治十九年	1,142	4,453	5,595
明治十八年	1,267	6,091	7,358

第九七 諸規則違反被告人犯狀及言渡區分

明治二十三年

犯	重懲役		禁錮		罰金		拘留		科料		沒收		管轄	無罪	免訴棄却消滅	合計
	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕				
酒造稅則例	440	9	23	23	440	9	23	23	440	9	23	23	78	63	63	215
地租條例	440	9	23	23	440	9	23	23	440	9	23	23	78	63	63	215

民事及刑事裁判 重輕罪被告人處刑ノ度數 諸規則違反被告人件數及人員 同犯狀及言渡區分

